

出願データシート(37 CFR 1.76)による実用又は
意匠出願に関する宣言(37 CFR 1.63)

発明の名称	
<p>私/私達は、下記氏名の発明者として、</p> <p>この宣言書が下記出願を対象とするものであることを宣言します。</p> <p>添付の出願、又は</p> <p>出願番号 _____ 提出日 _____</p> <p>補正日 _____ (適宜)</p> <p>私/私達は、私/私達が特許取得を望むところのクレームに記載された主題の最初の発明者であると確信します。</p> <p>私/私達は、上記補正により補正された(適宜)、クレームを含む上記出願の内容を精査し理解しています。</p> <p>私/私達は、37 CFR 1.56のもと特許性の資料となる私/私達にとって既知の情報を、一部継続出願の場合は先行出願の提出日と一部継続出願の国内又は PCT 提出日との間に入手可能となる資料も含め、米特許商標局に開示する義務を承知しています。</p> <p style="text-align: center;">警告:</p> <p>請願者/出願人は、特許出願で提出される文書の中でアイデンティティセフト(個人情報窃盗)に利用されるおそれのある個人情報の提出を控えるよう注意してください。請願/出願の裏づけとして社会保障番号、銀行口座番号、クレジットカード番号(支払のため提出される小切手/クレジットカード認可書式 PTO-2038 を除く)等の個人情報が米特許商標局から求められることは絶対にありません。請願者/出願人は、米特許商標局へ提出される文書にこの種の個人情報が含まれている場合に、米特許商標局への提出に先立ち、かかる個人情報を文書から排除することを検討してください。請願者/出願人には、出願の公開後(37 CFR 1.213(a)に従い出願にあたり非公開要請を行う場合を除く)特許の発行後に特許出願の記録が公表されることをお知らせします。また、公開済み出願/発行済み特許の中で放棄された出願が参照される場合は、放棄された出願の記録も公表されます(37 CFR 1.14 参照)。支払のため提出される小切手/クレジットカード認可書式 PTO-2038 は出願ファイルに保存されないため、これが公に入手可能となることはありません。</p> <p>本状でなされる私/私達の知識に関する陳述は真正であり、本状でなされる情報/判断に関する陳述は真正と考えられるものであり、これらの陳述は、意図的に虚偽の陳述やその類が 18 U.S.C. 1001 のもとで罰金、又は禁固、又は両方により罰せられ、出願や出願に対する特許発行が無効になる場合があることを承知の上でなされたものです。</p>	
発明者のフルネーム	
発明者 1: _____	日付: _____
署名: _____	市民権: _____
発明者 2: _____	日付: _____
署名: _____	市民権: _____
本状に添付された追加書式 _____ 部に上記以外の発明者又は法定代理人の氏名を記載。	

この情報収集は 35 U.S.C. 115 と 37 CFR 1.63 により義務付けられており、出願する公衆(ならびにこれを処理する米特許商標局)の便宜を確保するにあたって必要な情報です。機密保持は 35 U.S.C. 122 と 37 CFR 1.11 及び 1.14 によって規制されます。収集、準備、米特許商標局への完成出願書式提出を含む収集には推定 1 分かかります。時間は個々のケースに応じて異なります。本書式の完成に要する時間についての意見やこれの省力化に関する提案は、最高情報責任者(Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。料金や完成書式はこの住所に送付せず、**特許局長(Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。**

本書式の完成にあたって支援を要する場合は 1-800-PTO-9199 へ電話し、オプション 2 を選択してください。